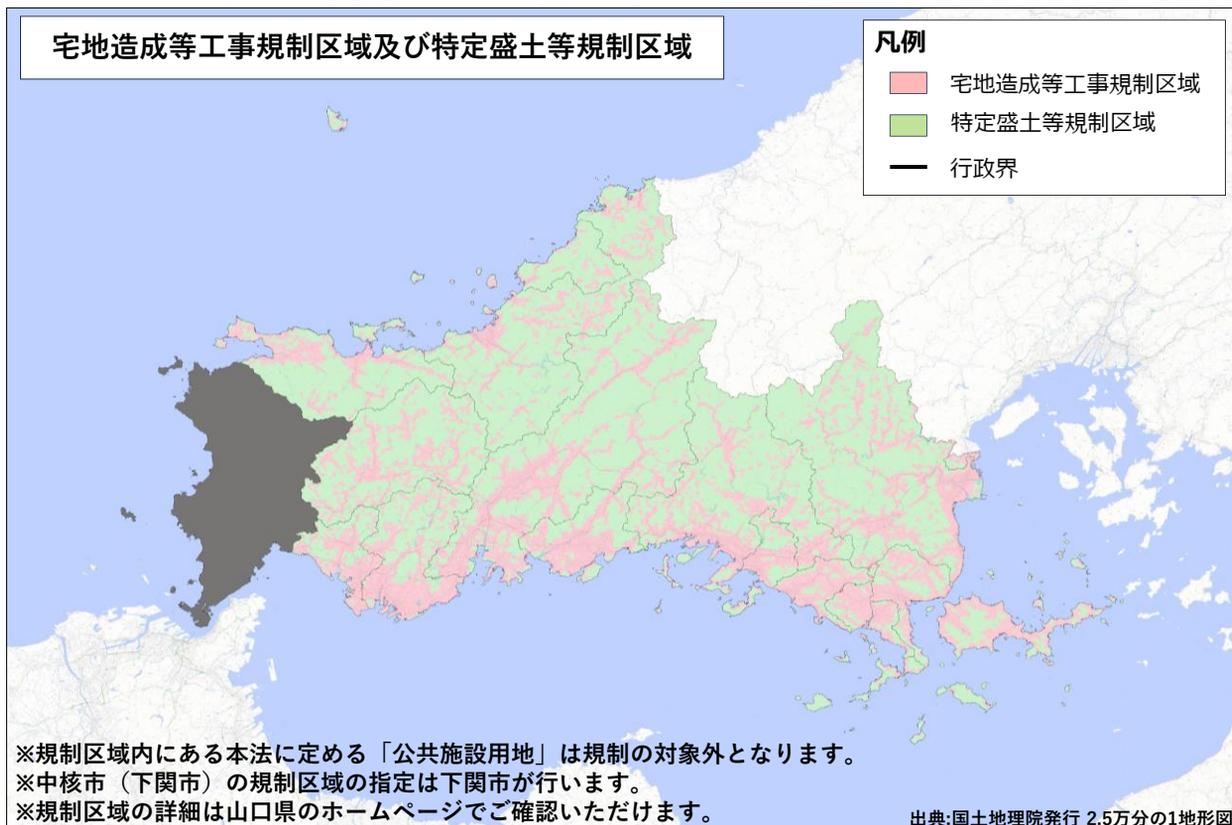


令和7年4月1日から盛土規制法の運用を開始します！

規制区域の指定

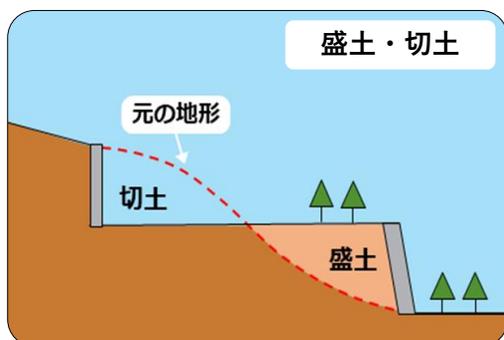
- ・令和7年4月1日に「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定します。



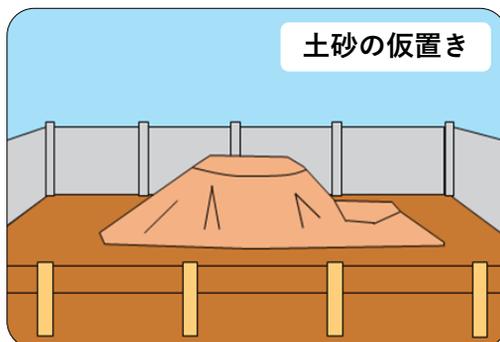
安全な盛土等の造成のための許可等

- ・規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要です。（許可又は届出が必要な盛土等は裏面を参照）
- ・規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。
- ・許可等の手続きについては、今後、山口県のホームページに掲載する予定です。

【主な規制対象】



- ・宅地造成のための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

許可・届出の対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

● 許可対象

< 土地の形質の変更 (盛土・切土) >

	要件	イメージ図
①	盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
②	切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
③	盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
④	盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	
⑤	盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	

< 一時的な土石の堆積 >

	要件	イメージ図
⑥	最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	
⑦	最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

〔無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります〕

● 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下

● 法人に対しては最大3億円以下

● 届出対象 (特定盛土等規制区域のみ)

前記①～⑦の宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模 **赤文字** 同等のもの

前記以外に届出を要するもの

● 規制区域指定時 (令和7年4月1日) に行われている許可・届出対象 (前記 **赤文字**) と同規模の盛土等工事

- ▶ **4月21日までに届出が必要です。**
- ▶ **宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域のいずれも対象です。**

● 以下の施設の全部又は一部を除却する工事

- ・擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの
- ・地表水等を排除するための排水施設、地すべり抑止ぐい 等

● 「公共施設用地」を宅地又は農地等に転用した場合

許可等不要の工事

- 法に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事」は、許可又は届出不要
 - ・鉱山保安法による鉱物の採取 等

規制の対象とならない行為

● 「土地利用のために土地の形質を維持する行為」は規制の対象外

- ・ 通常の営農行為
 - ・ 通常の生産活動
 - ・ ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立 等
- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し

【お問い合わせ先】

(宅地造成等工事規制区域に関すること) 山口県土木建築部建築指導課 : 083-933-3866

(特定盛土等規制区域に関すること) 山口県農林水産部森林整備課 : 083-933-3480